



お子さんが生まれたら

～手続きをしましょう～

出生届

問 市民税務課 ☎59-2143

お子さんが生まれた日を含めて14日以内に市民税務課または各支所へ出生届を提出してください。

※ 外国籍のお子さんが生まれた日から60日を超えて日本に滞在する場合は、別途手続きが必要です。

※ 消せるボールペンでは記入しないでください。

届出地 父母の本籍地、お子さんの出生地、届出人の住所地、一時滞在地

届出人 父または母

持参するもの

- 出生届
- 出生証明書(病院等で交付)
- 親子(母子)健康手帳

もやすごみ指定袋無償配付制度

問 環境整備課 リサイクルセンター ☎52-5101 FAX52-5180

対象 2歳未満の乳幼児のいる世帯(満2歳に到達する月の前月までが対象)

配付数 もやすごみ袋(中サイズ)を、年間10袋(100枚)を上限に配付

申請方法 環境整備課、リサイクルセンター、各支所に備え付けの申請書または市ホームページから申請書をダウンロードし、申し込んでください。

※ 申請は、年度ごとに行う必要があります。また、ごみ袋は申請日に応じて配付するため、申請が遅れた場合は、配付数が少なくなります。(翌年度分の申請は、3月から受付を開始します。)

配付方法 申請後、該当者に、「指定ごみ袋引換券」を郵送します。環境整備課、リサイクルセンター、各支所で、券と引き換えてください。

(以下は広告スペースです)

サロン
Beauty かがみ

予約制

☎
57-3217

■ 高校生までカット¥1100(税込)

■ 定休日 毎週月曜日・第1・第3日曜日

■ 受付時間 午前8:30～午後5:00

広島県大竹市黒川3丁目16-17 広島西医療センター前



🐻 低出生体重児の届出

問 保健医療課 ☎59-2140

体重が2,500グラム未満で生まれた場合に「低体重児出生届」の提出が必要です。該当する方は保健医療課に届け出てください。

※ 低出生体重(2,500グラム未満)の赤ちゃんは未熟児である可能性が高く、疾病予防など速やかに適切な処置を講じることが必要ですので、低出生体重の赤ちゃんが産まれたときは、母子保健法により届出が義務付けられています。

🐻 出産育児一時金

問 国民健康保険に加入している方は保健医療課へ ☎59-2141 FAX57-7185
社会保険に加入している方は、勤務先か保険証に記載してある保険者へ

国民健康保険の被保険者が出産したとき、申請により出産育児一時金として50万円(産科医療補償制度対象外の場合は、48万8千円)が支給されます。

🌸 出産育児一時金直接支払制度

出産にかかった費用に出産育児一時金を直接充てることができるよう、原則として保険者から医療機関などへ出産育児一時金が直接支払われる制度です。

この制度をご利用いただくと、分娩した病院などへの支払いが出産育児一時金額を超えた額だけで済み、事前にまとめた出産費用を準備する必要がなくなります。

🌸 出産育児一時金の支給申請について

直接支払制度を利用しない場合や助産制度の利用、海外で出産した場合は、保健医療課窓口で申請し、受領することができます。また、直接支払制度を利用した方で、出産にかかった費用が支給額(50万円または48万8千円)より少なかった場合は、保健医療課窓口へ支給申請をしてください。

※ 上記の「直接支払制度」を利用し、出産費用などの総額が出産育児一時金の額を超える場合は、保健医療課への支給申請は不要です。

🐻 国民年金の産前産後期間の保険料免除制度

問 保健医療課 ☎59-2141 FAX57-7185

国民年金第1号被保険者が出産したとき、届出により出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から届出可能です。

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合には、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)

※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

※ 期間中は、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

届出方法 保健医療課に備え付けの届出用紙を提出してください。添付書類については、お問い合わせください。

国民健康保険料の産前産後期間の軽減制度

問 市民税務課 ☎59-2128

出産予定の被保険者または出産した被保険者は、出産予定月または出産月の前日から4か月間の国民健康保険料が軽減されます。(多胎妊娠の場合は、出産予定月または出産月の3か月前から6か月間)

死産、人工妊娠中絶を含む流産、早産の場合も対象となります。

必要な書類 親子(母子)健康手帳(出産後は不要)

子育て応援給付金

問 保健医療課 ☎59-2140

出産時に子ども1人あたり5万円を給付します。

給付条件 出産後の赤ちゃん訪問アンケートの提出、赤ちゃん訪問などで養育者(原則・母)は保健師等との面談が必要です。

対 象 申請時に大竹市に住民登録のある方

申請期限 産後4か月になる前日まで

児童手当

問 福祉課 ☎59-2148 FAX57-7185

対 象

中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日)のお子さんを養育している方が対象です。

支給額(児童1人当たり月額)

対 象	児童手当	特例給付	支給対象外
	所得制限限度額未満	所得制限限度額以上 所得上限限度額未満	所得上限 限度額以上
3歳未満	15,000円	5,000円	0円※2
3歳～小学校修了前(第1子、第2子)	10,000円		
(第3子以降※1)	15,000円		
中学生	10,000円		

※1 「第3子以降」とは高校卒業まで(18歳誕生日後の最初の3月31日)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※2 児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、手当は支給されません。

請求手続き

福祉課、大竹支所・玖波支所(公務員は勤務先)に「認定請求書」を提出してください。

支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月の各10日(10日が休日の場合はその前日)に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

こども医療費助成制度

問 保健医療課 ☎59-2141 FAX57-7185

対 象

大竹市に住所のある高校卒業程度まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日)の方が対象です。

利用方法

受診の際には、医療保険証とともに受給者証を医療機関窓口へ出してください。その場合の自己負担額は次のとおりです。

- ※ 1医療機関につき1日500円(かかった医療費が500円未満の時はその額)
- ※ ただし1か月における窓口支払は、通院は4日、入院は14日までです。
- ※ 院外処方の場合における保険薬局での患者負担額および治療用装具代に関する患者負担額はありません。

受給者証は広島県内のみ利用できます。県外で受診した場合は償還払いの申請ができますので、保健医療課までご連絡ください。

未熟児養育医療費助成制度

問 保健医療課 ☎59-2141 FAX57-7185

未熟児(出生体重が2,000グラム以下、または入院養育が必要と認められた赤ちゃん)が指定医療機関に入院した際の医療費を助成します。

申請には、指定医療機関による養育医療意見書などが必要ですので、お子さんが入院している医療機関にご相談ください。

〈以下は広告スペースです〉

**ファッション&生活雑貨
スーパープライス!!**

♥iil威尔大竹店

日用雑貨・インテリア・寝具・肌着・靴下
キッズ・レディース・メンズなど
多数スペシャルプライスで揃えているお店です!

Instagram



LINE 公式アカウント
\ お友達登録で /

初回
限定 **10% OFF**
クーポンプレゼント!



公式
ホームページ



🐻 育児休業・育児休業給付金

問 給付金は ハローワーク(公共職業安定所) ☎52-8609
社会保険料の免除は 勤務先・社会保険組合など

できれば出産後も今の仕事をやめずに自分でしばらく子育てをしたいと思っている人が多くなっています。このような人のためにお子さんが原則満1歳(条件を満たせば2歳まで取得可能)になるまで、男女にかかわらず休業できるのが育児休業制度です。

なお、この間は社会保険料(厚生年金や健康保険料)が免除になります。休業する1か月前までに、事業主へ申し出てください。また、原則1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した雇用保険被保険者には、育児休業期間中、給付金があります。詳しくはハローワークでお尋ねください。

🐻 阿多田地区の未就学児等移動支援助成制度

問 福祉課 ☎59-2148 FAX57-7185

離島に住む未就学児の保護者および未就学児(一世帯に未就学児が2人以上いる場合、2人目以降の未就学児が対象)に対して、年間最大48枚(片道)のフェリー利用券を交付します。

対 象 未就学児(小学校就学前の児童)の保護者
満1歳以上かつ第2子以降の未就学児(小学校就学前の児童)

手 続 大竹市旅客船利用券交付申請書を福祉課に提出してください。

